

厚木愛甲環境施設組合
ごみ中間処理施設整備運営事業

実施方針

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業 実施方針

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）をPFI法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の手續に準じて実施する。

ここに、PFI法第5条第1項の規定に準じて、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての本事業の実施に関する組合の方針（以下「実施方針」という。）を定め、同法第5条第3項の規定に準じて、本事業の実施方針を公表する。

令和2年4月16日

厚木愛甲環境施設組合管理者 小林 常良

目 次

用語の定義	1
第 1 章 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容	3
2 民間事業者が実施する業務の範囲	5
3 組合が実施する業務の範囲	7
第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定方法	8
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール	8
3 入札参加者の参加資格審査	10
4 審査手順	14
5 落札者決定後の手続	15
6 著作権	15
7 費用負担	15
第 3 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..	16
1 想定されるサービスの水準及び仕様	16
2 想定されるリスク及び分担	16
3 組合による事業の実施状況の監視	16
第 4 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	18
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	18
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
4 その他の支援に関する事項	18
5 議会の議決	18
6 問合せ先	18
参考資料	19

添付資料 1 事業用地

添付資料 2 事業スキーム（例）

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

本施設	ごみ中間処理施設及び災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）、その他本事業において建設される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	組合がごみ中間処理施設に搬入する燃えるごみ（生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）、粗大ごみ等をいう。
高効率ごみ発電施設	「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」（環境省平成 30 年 3 月改訂）において定義される高効率ごみ発電施設（交付率 1/2）をいう。
粗大ごみ処理施設	「循環型社会形成推進交付金制度」において定義されるマテリアルリサイクル推進施設（交付率 1/3）に該当し、粗大ごみを破碎・選別・保管を行い、資源物を回収する施設をいう。
ごみ中間処理施設	高効率ごみ発電施設及び粗大ごみ処理施設、その他本事業で施設エリアに整備される施設・設備の総称をいう。
施設エリア	本事業の事業用地のうち、ごみ中間処理施設を整備する範囲をいう。
災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）	本事業の事業用地のうち、平時に地域住民の憩いの場として整備する範囲をいい、被災時に災害で発生した廃棄物のうち一次、二次仮置場で分別された構成市町村の可燃物を円滑に処理するために一時保管する仮置場をいう。
D B O 方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
構成市町村	厚木市、愛川町及び清川村の 1 市 1 町 1 村をいう。
民間事業者	組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社（SPC）	本事業の運営業務を実施するため、民間事業者が構成市町村内に設立する会社法(平成 17 年法律第 86 号)で規定する株式会社をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	構成員が出資を行い、本施設のうちごみ中間処理施設の運営業務を行うために設立される特別目的会社をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、組合及び当該入札参加者の双方の協力について定める組合と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。
建設請負契約	基本契約に基づき建設請負事業者と締結する本事業に係る建設請負契約をいう。
運営委託契約	基本契約に基づき特別目的会社と締結する本事業に係る運営業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設請負契約、運営委託契約の総称をいう。

参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	構成員から選出され代表して応募手続等を行う企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社（運営事業者）に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	構成員以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
選定部会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会事業者選定専門部会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
プラント	ごみ中間処理施設のうち、処理対象物を焼却又は破碎・選別・保管するために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	ごみ中間処理施設のうち、プラントを除く建築施設をいう。
主灰等	高効率ごみ発電施設から排出される焼却主灰及び飛灰処理物並びに粗大ごみ処理施設から排出される鉄、アルミ及び不燃残渣をいう。
焼却主灰	焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
飛灰	集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たす、又は、資源化先の受入基準を満たすよう、適正に処理した飛灰をいう。
処理不適物	ごみ中間処理施設で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
焼却残渣	焼却処理により発生する焼却主灰、飛灰及び飛灰処理物をいう。
可燃残渣	粗大ごみ処理施設から排出される破碎可燃物及び可燃性資源化不適物をいう。
不燃残渣	粗大ごみ処理施設から排出される破碎不燃物及び不燃性資源化不適物を総称していう。
最優秀提案者等	選定部会が選定する最優秀提案者及び優秀提案者をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

1.1 事業名

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物（ごみ）処理施設

1.3 公共施設等の管理者

厚木愛甲環境施設組合管理者 小林 常良

1.4 事業目的

本事業では、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2025 年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設（ごみ中間処理施設）を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

民間事業者は、本施設の機能面、安全面に配慮するとともに最新の経済観念も導入してコスト（建設費及び運営費）低減を重視した計画とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO 方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。本事業の運営業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地及び整備範囲

事業用地：厚木市金田 1611-イ-1 ほか（約 5.5ha）

整備範囲：上記約 5.5ha 及びその周囲

(2) 用地面積

約 5.5ha

（施設エリア：約 1.8ha、災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）：約 3.7ha）

(3) 土地利用規制

都市計画区域：厚木市都市計画区域内

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

日影規制 : 規制なし
 斜線制限 : 道路 1.25、隣地 20m+ 1.25
 建ぺい率 : 50%以下
 容積率 : 100%以下
 都市施設 : ごみ焼却場（市告示第 433 号）
 緑化率 : 開発しようとする区域面積に対して 15%以上（厚木市住みよ
 いまちづくり条例）
 ⇒災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）、施設エリアで
 それぞれ 15%以上を確保する。
 現況地盤高 : T.P. +21.66 m

(4) その他

そのほか、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、
 募集要項に示すこととする。

2) 施設概要

ごみ中間処理施設は、構成市町村全域から発生する処理対象物を受入れ、焼却処理
 を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率のごみ発電設備を
 備えたごみ焼却施設である。ごみ中間処理施設の概要について次に示す。

高効率ごみ発電施設（全連続燃焼式ストーカ炉） 226t/日（113t/日・炉×2 炉）

粗大ごみ処理施設 12 t / 日（5h）

災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）

関連施設（要求水準書により整備される上記以外の全ての施設）

3) 年間計画処理量

(1) 高効率ごみ発電施設

項目	年間計画処理量（t/年）
燃えるごみ（生活系、事業系）※	55,078

※粗大ごみ処理施設及びその他施設からの可燃残渣を含む。

(2) 粗大ごみ処理施設

項目	年間計画処理量（t/年）
粗大ごみ	2,380

4) 施設規模等

高効率ごみ発電施設：226t/日（113 t / 日×2 炉 24h）

粗大ごみ処理施設：12t/日（5h）

5) 処理方式

高効率ごみ発電施設：全連続燃焼式ストーカ炉

粗大ごみ処理施設：破砕・選別

6) 供用開始

2025 年 12 月 1 日 予定

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（2021 年 8 月 予定）から 2025 年 11 月末まで

運営期間：2025 年 12 月 1 日から 2045 年 11 月 30 日までの 20 年間

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、適用される関係法令等を遵守しなければならない。

2 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとし、詳細は今後公表する募集要項に示す。

なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

2.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要な全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、建築確認（計画通知）等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等及び関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含む。）を行う。

2.2 運営業務

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、ごみ中間処理施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。
なお、運営業務は、ごみ中間処理施設の誘導業務、運転管理業務、維持管理業務、

エネルギー利用、用役管理、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、料金徴収業務、物品等の調達及び関連業務をいう。

- 2) 運営事業者は、焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミの適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。

ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミについて、安定的な資源化を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者等、若しくは組合独自で調達する資源化先、又はその双方に資源化を委託する。

- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、場内及び隣接する災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）（照明・外灯、管理棟、トイレ、せせらぎ等）に供給し、余剰電力を電気事業者等へ売電する。なお、売電に係る手続き等も運営事業者で行うが、売電収入は、組合に帰属する。また、余熱については、場外の余熱利用施設（既厚木市ふれあいプラザのリニューアル施設）に供給を行う。

2.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

- 1) 本施設の設計・施工に係る対価

組合は本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

- 2) ごみ中間処理施設の運営に係る対価

組合は、ごみ中間処理施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者に支払う。

なお、委託料は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議の上、年 1 回を限度に改定することができるものとする。

2.4 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後もごみ中間処理施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は 30 年間以上のごみ中間処理施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

組合は、事業期間終了前に終了後のごみ中間処理施設の運営方法について検討し、建設請負事業者、運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、ごみ中間処理施設の運営を行う者（候補者を含む。）によるごみ中間処理施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運営業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費

- ・ 運転経費
 - ・ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ・ 用役費
 - ・ その他必要な経費
- 5) ごみ中間処理施設の機能検査

3 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

3.1 事業用地の確保

本事業を実施するための事業用地は組合において必要な時期までに確保する。
事業用地は現在民有地であるが、組合は必要な時期までに用地取得を行う予定である。
なお、用地取得の状況によっては入札公告が延期又は中止となる場合がある。

3.2 処理対象物の搬入（構成市町村）

構成市町村は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、処理対象物の収集・運搬及びごみ中間処理施設へ搬入を行う。

3.3 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

3.4 主灰等運搬・処分

組合は、ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、有価物（鉄、アルミ）を資源化するため、運搬、搬出する。（組合が灰引取業者等へ委託）

3.5 災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）の管理

組合は、運営期間にわたって災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）の管理業務を行う。

3.6 施設見学者への対応

組合は、ごみ中間処理施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運営事業者と連携して適切な対応を行うこととする。

3.7 施設整備費及び運営委託料等の支払い

組合は、厚木愛甲環境施設組合財務規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号）等に基づき施設整備費を建設請負事業者に、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

3.8 その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を民間事業者と連携して行う。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、総合評価方式による一般競争入札により実施する。

なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項において示す。

2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール (予定)	内 容
令和2年4月16日	実施方針及び要求水準書(案)の公表
令和2年4月30日	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付締切
令和2年5月下旬	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表
令和2年6月下旬	特定事業の選定公表
令和2年8月上旬	入札公告及び募集要項公表・配布
令和2年8月下旬	参加資格審査に関する質問の受付締切
令和2年9月上旬	参加資格審査に関する質問への回答公表
令和2年9月中旬	参加資格審査申請書類の締切
令和2年9月中旬	参加資格審査結果の通知
令和2年9月下旬	募集要項に関する質問締切
令和2年10月下旬	募集要項に関する質問への回答公表
令和2年11月下旬	概要ヒアリングの実施
令和3年1月中旬	事業提案書の受付締切
令和3年3月下旬	事業提案書の審査
令和3年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和3年3月下旬	基本協定の締結
令和3年6月	仮契約の締結
令和3年8月	建設請負契約の議決
令和3年8月	特定事業契約の締結

2.1 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付及び回答の公表

組合は、民間事業者等からの質問・意見を以下に示すとおり受け付ける。なお、実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会は行わない。

① 実施方針、要求水準書(案)に関する質問の方法

質問は、「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見書」の様式を使用し、当該電子ファイル(使用するソフトは Microsoft Excel(Windows 版))を電子メールにて「問合せ先」宛に送付すること。電子メールの件名は【実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見書】と記載すること。

なお、これ以外の方法による質問は受け付けないこととする。

② 質問・意見受付期間

令和2年4月30日（木）正午まで

③ 質問・意見への回答

令和2年5月29日（金）17:00までに

組合ホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問・意見に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問・意見について回答するとは限らない。

2.2 特定事業の選定結果の公表等

組合は、実施方針に基づき、特定事業の選定結果を公表する。

2.3 入札公告

組合は、実施方針に関する民間事業者等からの意見を踏まえ、組合のホームページにおいて募集要項を公表する。

2.4 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加資格通過者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、組合のホームページにおいて公表する。

2.5 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、参加資格審査結果の通知

本事業の参加表明者に参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。

なお、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出方法、時期等の詳細については、募集要項において示す。また、参加資格審査結果は、速やかに参加表明者に通知する。

2.6 概要ヒアリングの実施

入札参加者に対し、事業提案書の受付に先立ち提案内容に関する意見交換の場を設ける。実施方法の詳細については、募集要項において示す。

2.7 事業提案書（入札書）の受付

入札参加者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

2.8 落札者の決定及び公表

事業提案書の内容は、選定部会において総合的に評価する。組合は選定部会の審査結果を踏まえて落札者を決定し、公表する。

3 入札参加者の参加資格審査

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

3.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、設計・施工業務及び運營業務を行う予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
 - 2) 入札参加者は、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。（構成員のみで構成することも可能）。
 - 3) 構成員は全て特別目的会社に出資し、構成員以外の特別目的会社への出資は認めない。
 - 4) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業の議決権を有する株式の保有割合は、事業期間中を通じて 50%を超えるものとする。
 - 5) 代表企業、構成員及び協力企業は、組合又は民間事業者から業務を請負又は受託するものであること。
 - 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
 - 7) 設計・施工業務において、プラントの設計・施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。また、建築土木の施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく建築一式工事及び土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が各々 1,500 点以上である企業を 1 社、及び構成市町村内に本社又は本店があり、最新の建設業法に基づく建築一式工事又は土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 750 点以上である企業 1 社以上を構成員又は協力企業に含めること。
 - 8) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
 - 9) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）
- (ア) 資本関係がある場合
- 以下の①) 又は②) のいずれかに該当する二者の場合。
- ①) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①) 又は②) のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

①) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

10) その他上記 9) の (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。

11) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

3.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 構成市町村の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 入札公告の日から過去 3 月以内に組合から契約解除をされていないこと。
- (8) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (9) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこ

と。

- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (11) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (12) 直近 5 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (13) 本事業に関する組合の民間事業者選定支援業務を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設請負事業者として、以下の(1)から(4)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、プラントの設計・施工、建築物の設計、土木の設計、建築土木の施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、(1)から(4)までのうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

(1) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、平成 20 年以降に以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ストーカ式焼却施設
- ④ 設計業務において、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又は、RCCM の資格保有者（業務に該当する技術部門）若しくは、建設工事コンサルタント第三条第一号ロに定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- ⑤ 施工業務において、建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。

(2) 建築物の設計を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建設コンサルタント等業務の登録があること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 一級建築士の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

(3) 土木の設計を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建設コンサルタント等業務の登録があること。
- ② 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又は、RCCM の資格保有者（業務に該当する技術部門）若しくは、建設コンサルタント登録規程第三条第一号ロに定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

(4) 建築土木の施工を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建築一式工事又は土木一式工事の登録があること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事又は土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築工事については建設業法における建築一式工事に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者、土木工事については建設業法における土木一式工事に係る監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を専任で配置できること。（双方の資格を有するものである場合は 1 名でも可）

3) ごみ中間処理施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、ごみ中間処理施設の運營業務を担当する企業（運營業務者から同業務を受託する企業又は運營業務者に運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、ごみ中間処理施設の運營業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (1) ごみ中間処理施設の運營業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉）で、3 年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。
- (3) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格、及び前項の焼却施設での 3 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

4 審査手順

4.1 選定部会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって選定部会を設置する。選定部会は、学識経験者、構成市町村職員等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を組合に報告する。

なお、選定部会は以下の8名の部会員で構成される。

荒井 喜久雄（（公社）全国都市清掃会議 技術指導部長）
横田 勇（静岡県立大学 名誉教授）
宮脇 健太郎（明星大学 教授）
山口 直也（青山学院大学大学院 教授）
熊谷 健一（東京二十三区清掃一部事務組合 建設課長）
片桐 亮（厚木市 循環型社会推進担当部長）
和田 康（愛川町 環境経済部長）
杉山 義則（清川村 税務住民課長）

（順不同）

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定部会の部会員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

4.2 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、次のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

1) 資格審査

参加表明者から提出された参加資格審査申請書類を基に、選定部会で「3.2 入札参加者の参加資格要件」で示した要件を満たしているかの確認及び本事業の事業期間中、安定的に遂行する能力の有無について審査する。

2) 技術審査

入札参加者から提出された事業提案書を基に選定部会で以下の審査を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定する。

(1) 基礎審査

募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、入札参加者の提案が十分に満足していること、事業計画がコストや収益の面から事業としての妥当性を有しているか等を確認する。

(2) 提案審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定部会で事業提案書及び提案価格の定量化審査を行い、総合点が最も高い入札参加者を選定する。

なお、具体的な審査項目については、募集要項において示す。

5 落札者決定後の手続

5.1 民間事業者の選定及び非選定

- 1) 組合と落札者は特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し詳細な内容の協議と手続を行うものとする。
- 2) 民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業提案書により本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5.2 落札者の失格

代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに組合との特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条不当な取引制限の禁止、第 8 条第 1 号競争の実質的な制限又は第 19 条不公正な取引方法の禁止に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

ただし、該当企業が協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず組合との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

5.3 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。

民間事業者は、組合が行う当該交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

6 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲（公にすることにより参加表明者又は入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）において公表等を行うことができるものとする。

7 費用負担

応募申込に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務、運営業務を行う。

2 想定されるリスク及び分担

2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとする。

2.2 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。

なお、詳細については、募集要項において示す。

3 組合による事業の実施状況の監視

3.1 設計・施工期間

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとする。なお、組合は必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。

引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、独立行政法人製品評価技術基盤機構からダイオキシン類に係る特定計量証明事業者として認定を受けている機関が実施する。

また、業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

3.2 運営期間

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

監視に当たっては、精密機能検査結果のほか、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営事業者が自主監視を行い、結果を組合に報告するものとする。

また、組合は、必要に応じて、自らの負担で、ごみ中間処理施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、ごみ中間処理施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

ごみ中間処理施設の運営業務の監視により、運営委託契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3.3 構成市町村の地元企業等の活用

本事業の実施に当たって、民間事業者は構成市町村に本社又は本店がある地元企業を工事や材料の調達等において積極的に活用するとともに、運営の実施における構成市町村内での雇用確保など、地域の活性化に貢献すること。

3.4 運営期間の終了時

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提出された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者によるごみ中間処理施設の機能検査等の結果を踏まえてごみ中間処理施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、組合より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、運営期間の終了後、特別目的会社は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社に代わり代表企業が対応することができるものとする。

第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、2025年12月1日にごみ中間処理施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて、2045年11月30日まで運営が適切に継続される必要がある。

このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は当該事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、当該事業者との当該契約を解除し、新たな民間事業者を選定する。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等は行わない。

3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等は行わない。

4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者が協議により対応策を検討する。

5 議会の議決

建設請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得るものとする。

6 問合せ先

住 所：〒243-0017 神奈川県厚木市栄町 1-16-15

E-mail：atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

宛 先：厚木愛甲環境施設組合

電 話：046-297-1153 F A X：046-221-5322

事業に係るリスク分担

(○：主分担、▲：従分担)

期間	リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
				組合	民間事業者	
全期間	募集資料リスク		募集資料（入札説明書）等の誤り又は変更に関するもの	○		
	応募リスク		応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク		組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○		
			民間事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○	
	制度関連	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等に関するもの	○		
			上記以外の法令・税制度の新設・変更等に関するもの		○	
		政治リスク	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○		
		許認可リスク	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○	
		交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○	
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○		
	社会環境	周辺住民対応リスク	組合が民間事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○		
			民間事業者の提案内容及び民間事業者が実施する業務に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○	
			組合が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの	○		
		環境保全リスク	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○	
	用地リスク		地中障害物、その他募集資料等から予見できないことに関するもの	○		
			事業用地の確保に関するもの	○		
	資金調達リスク		民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○	
			組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○		
	物価変動リスク		設計・建設、運営期間中の物価変動に伴う民間事業者の経費の増減に関するもの	○	▲	一定範囲内の物価変動は従が負担する。
	要求水準不適合リスク		規定する要求性能の不適合に関するもの		○	
	不可抗力リスク		天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生による設計変更、事業の変更、延期、中断若しくは契約解除等に関するもの	○	▲	一定範囲内の費用は従が負担する。

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			組合	民間事業者	
全期間	債務不履行リスク	民間事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの 又は民間事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○	
		組合の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等に関するもの	○		
	事故の発生リスク	民間事業者の事由による事故の発生に関するもの		○	
		組合の事由による事故の発生に関するもの	○		
設計段階	測量・調査リスク	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○	
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○		
		民間事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○	
	計画変更リスク	組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○		
	建設着工遅延リスク	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○		
		民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	
建設段階	工事費増加リスク	組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
	工事遅延リスク	着工後の組合からの指示等、組合の事由による工事の遅延に関するもの	○		
		民間事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○	
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
	試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験（民間事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○		
		試運転・性能試験（民間事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合に関するもの		○	
運営段階	計画変更	組合の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営費用増加リスク	民間事業者の事由による運営費用の増大に関するもの		○	
	運営開始遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因に関するもの		○	
	ごみ量変動リスク	ごみ量が増減した場合の処理に関するもの	○		
	ごみ質変動リスク	計画ごみ質から逸脱した場合の処理に関するもの	○		
	不適物処理リスク	搬入される不適物の処理に関するもの	○		
	ごみ受入制約時の対応	民間事業者の事由によるごみ中間処理施設処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における組合の増加費用負担に関するもの		○	

期 間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			組合	民間事業者	
運 営 段 階	売電収入変動 リスク	電力会社の売電単価変更等による計画からの売電収入の変動に関するもの	○		
		ごみ中間処理施設管理・運転不備その他要求水準との不適合に起因する運転停止等、民間事業者の事由による計画からの売電量減少に関するもの		○	
	余熱供給リスク	ごみ質、ごみ量及び余熱利用施設側（整備配管含む）の事由による余熱利用施設への余熱供給量の変動及び停止に関するもの	○		
		上記以外、民間事業者の事由による場外余熱利用施設への余熱供給量の変動及び停止に関するもの		○	
	本施設契約不 適合リスク	契約不適合責任期間中における本施設の契約不適合に関するもの		○	
	ごみ中間処理 施設の性能確 保リスク	事業終了時におけるごみ中間処理施設の性能確保に関するもの		○	

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、契約書案等で示す。契約書案に定めのない事項については、必要に応じて、組合及び民間事業者が協議して定めるものとする。



出典：国土地理院（電子国土Web）を参考に作成

